

全国一斉

解雇・失業・生活相談

ホットライン

ロウドウ の フツゴウ

0120-610-225

※上記は特設番号です。11/12以外は御利用いただけませんので御注意ください。

弁護士が
無料で
対応します

2020 / 11 / 12 (木)
10:00~20:00*

コロナの影響でバイト
のシフトが入らない...

コロナ禍の営業不振で
解雇された...

次の更新がない...

家賃が払えない...

福祉の窓口
で追い返された...

こんなことはありませんか…？

- ・ コロナ禍の営業不振で解雇された
- ・ 住居を喪失してしまった
- ・ 生活費を支援する制度について知りたい
- ・ 雇用契約を打ち切られ更新してもらえない
- ・ 新しくできた休業支援金のことが知りたい
- ・ フリーランスや事業者を支援する制度について知りたい
- ・ 休業手当が払われない
- ・ 学費の支払いや奨学金の支払いが困難
- ・ 今すぐ生活保護を受けられるか

※大阪弁護士会における対応時間です。各弁護士会により実施状況が異なりますので、各弁護士会での実施時間等につきましては、それぞれの弁護士会にお問い合わせいただくか、日弁連ホームページで実施案内をご確認ください。
また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますのであらかじめご了承ください。

主催：日本弁護士連合会・各弁護士会